水道料金を値下げします！

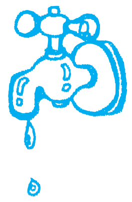

このたび、「安心して暮らせる快適のまちづくり」の実現に向けて、水道料金の改定を
令和3年6月検針分の水道料金から実施する事になりました。
今後とも、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○改定の内容

「基本料金」と「従量料金」で構成する二部料金制を継続し、「従量料金」の料金単価を段階的に引き下げします。
なお、「基本料金」については変わりません。

○実 施 時 期

改定料金は令和3年6月検針分から適用いたします。

●新しい上水道料金表（大和高田市水道事業給水条例第29条による）

用　途	基本料金（2ヶ月につき） メーターの口径	基本料金（2ヶ月につき） 金　額	従量料金（2ヶ月の使用水量1㎥につき）	(改定前)	(改定後)
普通用	13 ミリ	880 円			
	20 ミリ	1,080 円	1㎥から 20㎥以下	160円 →	**145円**
	25 ミリ	1,500 円	20㎥を超え 40㎥以下	200円 →	**190円**
	40 ミリ	2,400 円	40㎥を超え 100㎥以下	250円 →	**245円**
	50 ミリ	7,600 円	100㎥を超え 200㎥以下	340円 →	340円
	75 ミリ	12,800 円	200㎥を超え 8,000㎥以下	460円 →	460円
	100 ミリ	15,600 円	8,000㎥を超える部分	260円 →	260円
	150 ミリ	28,000 円			
	150 ミリを超えるもの	管理者が定める額			
浴場用	普通用のメーターの口径による額		200㎥以下	普通用の従量料金に準ずる額	
			200㎥を超える部分	260円	
臨時用	普通用のメーターの口径による額			700円	

上の表の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税が10％加算されます。

●下水道料金（改定なし）── 1㎥120円（一般排水）×上水道使用量×1.1（消費税等）＝下水道料金

上下水道料金の計算方法

例〉2ヶ月50㎥使用された場合（口径13ミリ）

上水道基本料金	上水道従量料金	消費税	上水道料金	下水水量料金	消費税	下水道料金	料金合計
880円	9,150円	1,003円	11,033円	6,000円	600円	6,600円	17,633円

●上水道従量料金の算出方法

1㎥から　20㎥まで	20㎥×145円＝	2,900円
20㎥を超え40㎥まで	20㎥×190円＝	3,800円
40㎥を超え50㎥まで	10㎥×245円＝	2,450円
	計	9,150円

●下水水量料金の算出方法

50㎥×120円＝6,000円

お問い合わせ先	大和高田市上下水道部	水道総務課総務料金係（上水道）	☎52－1365
		下水道課（下水道）	☎52－1258

※お問い合わせをされる場合は、業務時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）にお願いします。